

第3章

津波災害応急対策計画

第 3 章 津波災害応急対策計画

第 1 節 災害対策本部体制等の動員計画

第 1 災害対策本部体制等の動員計画

担当部	総務部，市民協働部
担当班	総務班，人事班，災害対策班

第 1 災害対策本部体制等の動員計画

1 職員の動員配備体制区分の基準

職員配備の決定基準は，茨城県における津波情報の発表状況により次のとおり定める。

体制区分	基準	配備人員
津波注意体制	茨城県で津波注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・危機管理課，市民生活課，生活安全課，教育企画課，みとの魅力発信課 ・避難所指定動員 (常澄地区及び上大野地区)
災害対策本部体制第 1	茨城県で津波警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・各部・各班があらかじめ定めた人員（職員100名規模） ・避難所指定動員 (常澄地区及び上大野地区) ・消防団第 1，10，19，20，21分団
災害対策本部体制第 2	茨城県で大津波警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・各部・各班があらかじめ定めた人員（職員200名規模） ・避難所指定動員 (常澄地区及び上大野地区) ・消防団第 1，10，19，20，21分団

※ 上記の動員配備体制を原則とするが，状況の推移に応じて，適宜職員配備数を増減して，効率的な対策に当たる。

2 津波注意体制

茨城県沖に津波注意報が発表されたとき、主な対策は、次のとおりとする。

(1) 主な対策

- ア 津波情報の収集
- イ 津波情報に関する広報
- ウ 関係機関等への連絡・通報
- エ 自主避難者への対応
- オ その他災害の拡大防止に必要な準備
- カ 被害状況の把握
- キ 水門・樋管等の操作
- ク 必要に応じて災害対策本部の設置に関すること

(2) 対策の決定者

決定者	代決者	
	1	2
市民協働部長	防災・危機管理課長	防災・危機管理課長補佐

3 災害対策本部体制

茨城県沖に津波警報又は大津波警報が発表されたとき、災害対策本部を設置し、主な活動内容は、次のとおりとする。

市は、各種対策を講じるに当たり、活動する市職員、消防団員等の安全確保を最優先とする。

その他の対策については、地震災害対策計画編 第3章第2節「災害対策本部」に準じる。

(1) 主な対策

- ア 津波情報の収集
- イ 避難に関する広報
- ウ 関係機関等への連絡・通報
- エ 避難誘導
- オ 避難者への対応
- カ その他災害の拡大防止に必要な準備
- キ 被害状況の把握
- ク 樋門等の操作
- ケ 排水対策

(2) 対策の決定者

決定者	代決者	
	1	2
市長	主管副市長	副市長

第2節 津波警報等の伝達

第1 大津波警報，津波警報・注意報，津波情報の収集・伝達

担当部	市長公室，市民協働部，消防局
担当班	広報班，災害対策班，市民生活班，消防救助班，南消防班

第1 大津波警報，津波警報・注意報，津波情報の収集・伝達

気象庁から発せられた大津波警報，津波警報・注意報，地震・津波情報を県，市，防災関係機関は収集・伝達し，最終的に市民に伝える。

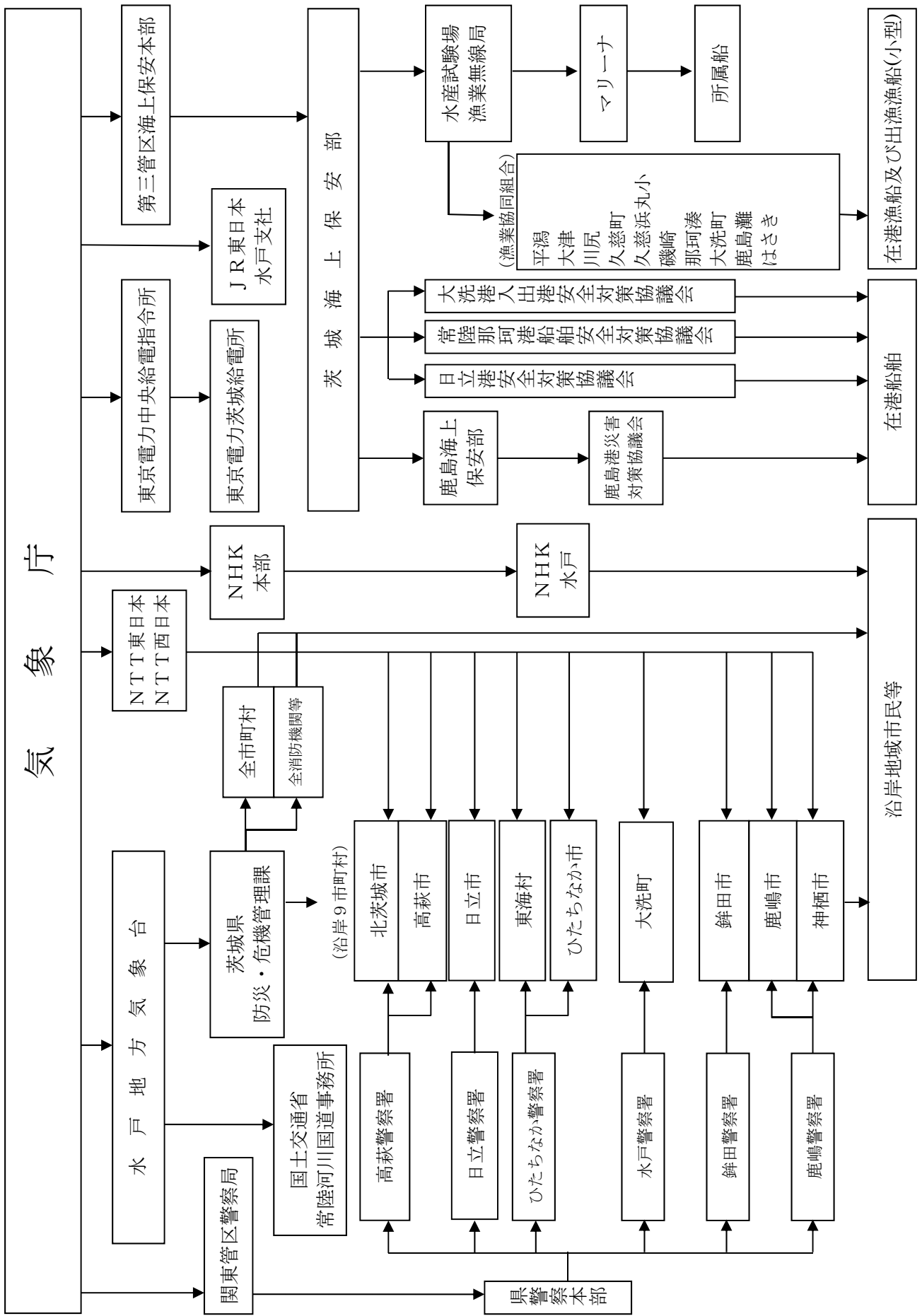
1 大津波警報，津波警報・注意報の収集・伝達

茨城県沿岸（津波予報区：茨城県）に津波襲来のおそれがある場合は，気象庁より大津波警報，津波警報・注意報が発表されるので，市及び各関係機関は沿岸の市民，船舶等に迅速かつ正確に伝達し，被害の発生を最小限に食い止める。

(1) 大津波警報，津波警報・注意報の伝達

気象庁本庁と水戸地方气象台からの大津波警報，津波警報・注意報は次の伝達経路により通報されるので，可能な限り迅速かつ的確に大津波警報，津波警報・注意報を伝達する。

気 象 庁



(2) 伝達手段

気象庁，県等は，大津波警報，津波警報・注意報を伝達する場合，防災情報ネットワークシステム，防災行政無線，FAXをはじめとする迅速かつ確実な手段を用いて行うとともに，携帯メールやソーシャル・ネットワーキング・サービスなど複数の情報伝達手段を，できる限り活用して行う。地震による被害の程度によっては通常の情報通信設備が利用できない場合もあり，その場合には代替設備として利用できる情報通信設備を活用する。

(3) 発表基準と伝達内容

大津波警報，津波警報・注意報の種類と伝達する内容は以下の通りである。

(大津波警報，津波警報・注意報，津波予報の種類と発表基準，解説及び発表される津波の高さ)

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し，人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は，ただちに高台や避難ビルなどの安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え，3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い，浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は，ただちに高台や避難ビルなどの安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上，1m以下の場合であって，津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	—	海の中では人は速い流れに巻き込まれ，また，養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって，海岸から離れてください。

注)「津波の高さ」とは，津波によって潮位が高くなった時点における潮位と，その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって，津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ア 気象庁は，地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し，これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め，津波による災害の発生が予想される場

合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。

イ 津波警報等の留意事項等

(ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

(イ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(ウ) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。

このうち津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	解説
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(4) 市民等への伝達

ア 大津波警報，津波警報発表時

市は，大津波警報及び津波警報の発表があったとき，水戸コミュニティ放送の協力のもと，FMラジオで情報を発信するとともに，防災行政無線防災ラジオ，市広報車，消防車両，消防団車両，緊急速報メール，市ホームページ，メールマガジン，ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどあらゆる情報伝達手段を，活用して，那珂川下流及び涸沼川沿岸の市民等に，急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

その際，鐘又はサイレンを用いる場合は，その標識を次のとおりにする。

なお，標識のみでは，市民・観光客等に正確に伝えることができないため，市防災行政無線，茨城県防災ヘリコプター，広報車，ハンドマイク，メール等を併用し，伝達手順について事前に作成しておく。

また，何らかの手段で情報を入手した市民は，隣近所に声を掛け合い，情報の漏れがないよう協力するよう努める。


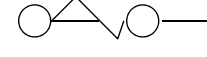

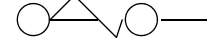
イ 津波注意報発表時

市は，津波注意報が発表されたとき，上記伝達手段を活用し，那珂川下流及び涸沼川沿岸の市民等に，河川に近づかないよう注意を呼びかける。

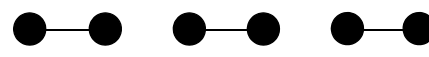
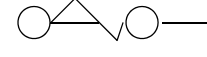
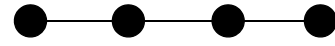
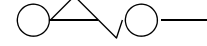
<津波警報・注意報の標識>

伝達のため使用する鐘音及びサイレン音は次による。(昭和 51.11.16 気象庁告示第 3 号)

① 津波注意報

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) 	(約 10 秒)  (約 2 秒)
津波注意報 及び津波警 報 解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約 10 秒) (約 1 分)  (約 3 秒)

② 津波警報

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標 識	(2点) 	(約 5 秒)  (約 6 秒)
大津波警報 標 識	(連点) 	(約 3 秒)  (短声連点) (約 2 秒)

注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(5) 市長の判断による措置

近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。したがって、強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は、監視等を実施し、自らの判断で、沿

岸にある者，沿岸付近の市民に直ちに沿岸から退避し，急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

(6) 市民等の対応

強い揺れを感じたとき，又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは，沿岸にある者，沿岸付近の市民等は，直ちに沿岸から退避し，急いで高台等安全な場所に避難するとともに，可能な限りラジオ，テレビ等で情報を収集する。

2 津波情報の収集

気象庁から，大津波警報，津波警報・注意報が発表されると，水戸地方気象台から津波情報が発表され津波に関する詳細な情報が得られるので，関係機関は本情報を必要な機関に伝達する。

(1) 津波情報の発表基準

- ア 大津波警報，津波警報・注意報が発表されたとき。
- イ その他津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 津波情報の種類と発表内容

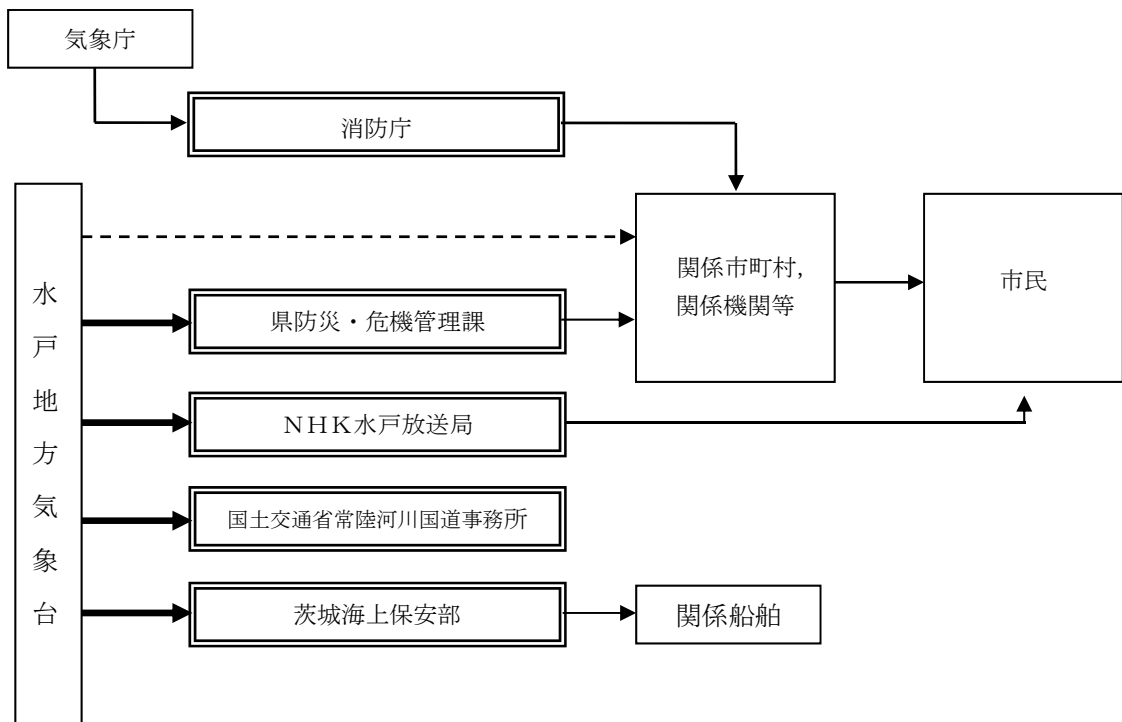
(津波情報の種類と発表内容)

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は，各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては，この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

3 津波情報及び地震情報の伝達

(1) 気象庁及び水戸地方気象台からの伝達系統

【津波情報伝達系統図】



—————▶ 専用線による接続

-----▶ インターネットによる接続

—————▶ その他の伝達手段

※ 地域における防災気象情報の利用を推進し、気象災害による被害の防止、軽減により一層貢献するため、茨城県を通じた情報伝達に加えて、インターネットを活用したシステムにより、関係市町村、関係機関等に情報を提供している。

(2) 各機関の措置

ア 水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波情報及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震を記録した時等は地震解説資料を発表する。さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内1キロメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を、防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。

イ 県における措置

県は、津波警報等について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市町村及び消防機関に通知する。

特に特別警報については、確実に情報を伝達するよう努める。

ウ 県警察本部における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、県防災・危機管理課を経由して県警察本部（警備課）が受領し、警備課長は関係各警察署に通知する。

エ 放送機関における措置

放送機関は、水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努める。

オ 市における措置

(ア) 市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。

(イ) 市長は、情報の伝達を受けたときは、市地域防災計画の定めるところにより、速やかに市民その他関係団体に周知徹底させる。

特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに市民等に伝達するよう努める。

カ その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

4 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。

提供される地震解説資料等は次のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報，津波警報，津波注意報発表時 ・ 震度4以上 (但し，地震が頻発している場合，その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に，防災関係機関の初動対応に資するため，津波警報等の発表状況，震度分布，地震・津波の情報，防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報，津波警報，津波注意報発表時	地震発生後1～2時間を目途に，地震や津波の特徴を解説するため，より詳しい状況

	<ul style="list-style-type: none"> ・震度 5 弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生 	<p>等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。</p>
管内地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（毎月初旬） 	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>

5 異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、又市長は、水戸地方気象台、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

第3節 避難計画

第1 高齢者等避難開始，避難指示，緊急安全確保

第2 市民避難

第3 避難誘導

第4 警戒区域の設定

担当部	市民協働部，福祉部，保健医療部，都市計画部，教育委員会
担当班	災害対策班，市民生活班，スポーツ班，福祉総務班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班，公園緑地班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会）
関係資料	水戸市津波ハザードマップ，避難所一覧

第1 高齢者等避難開始，避難指示，緊急安全確保

市は、津波からの人的被害の軽減を図るため、積極的な情報収集に努め、次の基準により、避難情報の発令を行う。

避難指示，緊急安全確保を発令する際，災害対策本部で決定する暇がない場合は，災害対策班で対応し，事後速やかに報告する。

また，市民は，強い揺れを感じたとき，又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは，避難指示，緊急安全確保の発令を待たずに避難するとともに，ラジオ，テレビ等で情報を収集する。

なお，遠地地震により津波到達の時間に余裕があるときは，高齢者等の要配慮者に対し，高齢者等避難開始の避難情報を提供する。

その他の対策については，地震災害対策編 第3章第9節第1「高齢者等避難開始，避難指示，緊急安全確保」に準じる。

第2 市民避難

津波浸水想定区域内における市民，一時滞在者等は，避難指示，緊急安全確保が発令されたときは，いち早く河川から離れるようにし，できるだけ高台へ避難する。

高台などに避難する時間がないときは，緊急避難場所に避難する。

津波対策において開設する指定避難所は，稲荷第一市民センター，稲荷第二市民センター，下大野市民センター，大場市民センター，上大野市民センター，稲荷第一小学校，稲荷第二小学校，下大野小学校，大場小学校，上大野小学校，常澄中学校を原則とし，被害の状況に応じて，他の指定避難所等を開設する。

また，緊急避難場所である茨城県立水戸高等特別支援学校，茨城県立産業技術短期大学校，鹿島臨海鉄道常澄駅に避難者が発生した場合は，指定避難所へ誘導する。

なお、被害の状況により、緊急避難場所等で避難者が孤立した場合は、関係機関と連携し、迅速に救出する。

【緊急避難場所一覧】

名 称	住 所
茨城県立水戸高等特別支援学校	水戸市下大野町 6212
茨城県立産業技術短期大学校	水戸市下大野町 6342
鹿島臨海鉄道常澄駅	水戸市塩崎町 3300-2

避難所の開設・運営については、地震災害対策計画編 第3章第9節第8「避難所の開設・運営」に準じる。

第3 避難の誘導

津波からの避難時には、徒歩での避難を原則としているが、東日本大震災の経験において、高台に通ずる避難路の混乱があったため、市は、避難路に市職員、消防団員等を誘導員として配置するとともに、警察官等と連携を図り、円滑な避難ができるよう努める。避難時においては、地震による停電で信号の消灯が予測されるため、交通量の多い交差点等に誘導員を配置することなどについて警察機関と連携し、対策を講じるよう努める。

また、日頃から地域市民と連携して避難訓練等を行うことで、迅速な避難誘導を行えるように努め、人的被害の軽減を図る。

その他の対策については、地震災害対策編 第3章第9節第5「避難の誘導」に準じる。

第4 警戒区域の設定

地震災害対策編 第3章第9節第4「警戒区域の設定」に準じる。

第4節 災害情報の収集・伝達

担当部	財務部，市民協働部，福祉部，保健医療部，産業経済部，建設部，都市計画部，教育委員会，消防局，水道部，下水道部
担当班	被害調査班，市民生活班，福祉総務班，医療救護班，商工観光班，農政班，建設計画班，道路管理班，建築班，土木補修班，市街地整備班，住宅政策班，学校教育班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班，水道総務班，下水道班
関係資料	火災・災害等即報要領（抜粋），被害の分類認定基準等

津波が発生した場合，応急対策を実施していくうえで不可欠な地震情報（震度，震源，マグニチュード，余震の状況等）や津波警報等，被害情報，措置情報を関係機関相互の連携のもと，迅速かつ的確に収集・連絡する。

対策については，地震災害対策計画編 第3章第4節「災害情報の収集・伝達計画」に準じる。

第5節 通信計画

担当部	市長公室，総務部，市民協働部
担当班	情報政策班，財産活用班，災害対応班

対策については，地震災害対策計画編 第3章第3節「通信計画」に準じる。

第6節 広報・広聴計画

担当部	市長公室，市民協働部
担当班	広報班，災害対策班

対策については，地震災害対策計画編 第3章第5節「広報・広聴計画」に準じる。

第7節 応援要請・受入体制の確保計画

担当部	市長公室，市民協働部，消防局
担当班	企画班，災害対策班，消防総務班，消防救助班
関係資料	災害時における応援協定一覧

対策については，地震災害対策計画編 第3章第7節「応援要請・受入体制の確保計画」に準じる。

第 8 節 自衛隊の派遣要請計画

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班

対策については、地震災害対策計画編 第 3 章第 6 節「自衛隊の派遣要請計画」に準じる。

第 9 節 消防活動計画

担当部	保健医療部，消防局
担当班	医療救護班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
関係資料	署所の配置一覧（消防局），消防団配置一覧

消防局は、消火、救助、救急活動において、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるとともに、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

対策については、地震災害対策計画編 第 3 章第 12 節「消防活動計画」に準じる。

第 10 節 応急医療計画

担当部	保健医療部，消防局
担当班	医療救護班，救急班

対策については、地震災害対策計画編 第 3 章第 14 節「応急医療計画」に準じる。

第 11 節 水害防止計画

担当部	建設部
担当班	建設計画班

対策については、地震災害対策計画編 第 3 章第 13 節「水害防止計画」に準じる。

第 12 節 緊急輸送計画

担当部	市民協働部，建設部
担当班	災害対策班，道路管理班，土木補修班

対策については、地震災害対策計画編 第 3 章第 10 節「緊急輸送計画」に準じる。

第 13 節 交通計画

担当部	建設部
担当班	建設計画班，道路管理班

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 11 節「交通計画」に準じる。

第 14 節 応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理計画

担当部	都市計画部
担当班	建築指導班，住宅政策班

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 23 節「応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理計画」に準じる。

第 15 節 帰宅困難者対策計画

担当部	市長公室，市民協働部，教育委員会
担当班	企画班，災害対策班，市民生活班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会）

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 34 節「帰宅困難者対策計画」に準じる。

第 16 節 要配慮者・避難行動要支援者安全確保対策計画

担当部	市長公室，福祉部，保健医療部
担当班	企画班，福祉総務班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

津波災害は，他の災害に比べ短時間による避難が必要となるため，要配慮者安全確保対策のもと，日頃より訓練を実施し，迅速な避難等に努める。

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 20 節「要配慮者・避難行動要支援者安全確保対策計画」に準じる。

第 17 節 食料，生活必需品等供給計画

担当部	市民協働部，産業経済部
担当班	災害対策班，商工観光班，農政班，卸売市場班

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 18 節「食料，生活必需品等供給計画」に準じる。

第 18 節 防疫計画

担当部	生活環境部，保健医療部
担当班	環境保全班，清掃班，医療救護班

災害後の感染症の発生は，市民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため防疫活動を迅速に実施し，地域住民の保健衛生を積極的に推進する。

津波被害の被災地においては，津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により，悪臭，害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから，防疫活動に万全を期すよう，十分に留意する。

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 31 節「防疫計画」に準じる。

第 19 節 清掃計画

担当部	生活環境部
担当班	衛生事業班，清掃班

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 30 節「清掃計画」に準じる。

第 20 節 行方不明者等の捜索及び埋葬計画

担当部	総務部，保健医療部，消防局
担当班	市民班，衛生事業班，医療救護班，消防救助班

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 33 節「行方不明者等の捜索及び埋葬計画」に準じる。

第 21 節 災害警備計画

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 8 節「災害警備計画」に準じる。

第 22 節 土木施設の応急復旧計画

担当部	建設部
担当班	建設計画班，道路管理班，土木補修班

道路及びその他の公共土木施設が被害を受けた場合，避難，救助及びその他の応急復旧活動等に影響を及ぼすおそれがある。そのため，迅速かつ的確な応急対策の実施を行うとともに，津波による通行不能道路を補完する代替ルートの確保に努める。

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 24 節「土木施設の応急復旧計画」に準じる。

第 23 節 障害物の除去計画

担当部	建設部
担当班	建設計画班，道路管理班，土木補修班

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 32 節「障害物の除去計画」に準じる。

第 24 節 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社における電力施設の応急復旧計画

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 25 節「東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社における電力施設の応急復旧計画」に準じる。

第 25 節 東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 26 節「東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計画」に準じる。

第 26 節 株式会社 N T T ドコモ茨城支店の非常災害対策計画

対策については，地震災害対策計画編 第 3 章第 27 節「株式会社 N T T ドコモ茨城支店の非常災害対策計画」に準じる。

第 27 節 東部ガス株式会社茨城支社の非常災害対策計画

対策については、地震災害対策計画編 第 3 章第 28 節「東部ガス株式会社茨城支社の非常災害対策計画」に準じる。

第 28 節 上・下水道施設の応急復旧計画

担当部	市民協働部，生活環境部，水道部，下水道部
担当班	災害対策班，衛生事業班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，下浄水施設復旧班，下水道班

対策については、地震災害対策計画編 第 3 章第 29 節「上・下水道施設の応急復旧計画」に準じる。

第 29 節 危険物等災害防止計画

担当部	市民協働部，生活環境部，保健医療部，消防局
担当班	災害対策班，環境保全班，医療救護班，火災予防班

対策については、地震災害対策計画編 第 3 章第 15 節「危険物等災害防止計画」に準じる。

第 30 節 災害ボランティア活動による支援計画

担当部	市長公室，福祉部，保健医療部，都市計画部
担当班	企画班，福祉総務班，医療救護班，建築指導班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

対策については、地震災害対策計画編 第 3 章第 17 節「災害ボランティア活動による支援計画」に準じる。

第 31 節 義援物資供給計画

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班

対策については、地震災害対策計画編 第 3 章第 35 節「義援物資供給計画」に準じる。

